(b) カタールについては、
(i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される租税の額
(ii) その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十五年二月二十日に東京で、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
津田慎悟
カタール国政府のために
ユーセフ・ムハンマド・ビラール

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定（以下「協定」という。）の署名に当たり、日本国政府及びカタール国政府は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 協定第二条3の規定に関し、カタールについては、「所得に対する租税」とは、所得税法によって課される所得税及びカタール金融センター租税規則によって課される法人税をいうことが了解される。

2 協定第四条の規定に関し、「一方の締約国の居住者」には、次のものを含むことが了解される。
(a) (a) 一方の締約国の法令に基づいて設立された年金基金
(b) 一方の締約国の法令に基づいて設立された団体であって専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるもの（当該一方の締約国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限る。）

3 協定第七条3の規定に関し、恒久的施設が存在する締約国の課税目的のために当該恒久的施設の課税所得を計算する場合には、同条3の規定に基づく当該恒久的施設に帰せられる費用の控除の条件は、当該締約国の法令により決定される事項であることが了解される。

4 協定第八条の規定に関し、次のことが了解される。
(a) 船舶又は航空機を国際運輸に運用することに関連して銀行に一時的に預金された資金に対する利子は、協定第八条に規定する船舶又は航空機を運用することによって取得する利得とみなされ、協定第十一条に規定する利子とはみなされないこと。
(b) 船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得には、次に掲げる利得を含むこと。
(i) 国際運輸における船舶又は航空機の賃貸（期間用船によるものであるか航海用船によるものであるかを問わず、裸用船によるものを除く。）から取得する利得
(ii) 裸用船による船舶又は航空機の賃貸（船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付随するものに限る。）から取得する利得
(iii) コンテナー（コンテナーの運送のために使用されるトレーラー及び関連設備を含む。）の使用、保管又は賃貸（船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付随するものに限る。）から取得する利得
(iv) 他の企業に代わって行う国際運輸に係る切符の販売（船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付随するものに限る。）から取得する利得

5 協定第十条4の規定に関し、カタール国政府により全面的に所有される機関が日本国の居住者である法人（以下「日本国の法人」という。）の株式を他の法人（同条4に規定するものをいう。以下「中間法人」という。）を通じて間接に所有する場合において、当該機関が当該日本国の法人の株式を直接に所有するとしたならば同条2(a)に規定する要件を満たすとみられるときは、同条2(a)の規定は、当該中間法人が当該機関に支払う配当のうち、当該日本国の法人が当該中間法人に支払う配当に相当するものとされる部分について適用する。

6 協定第十一条3及びこの議定書5の規定の適用上、「政府により全面的に所有される機関」には、特に次のものを含む。
(a) 日本国については、
(i) (i) 株式会社国際協力銀行
(ii) 独立行政法人国際協力機構
(iii) 独立行政法人日本貿易保険
(b) カタール国については、
(i) カタール投資庁
カタールホールディング有限責任会社
(ii) 退職一般及び社会保険機構
(iii) カタール石油
カタール石油インターナショナル
(iv) カタール国際石油マーケティング会社（タスウィーク）
(v) カタール化学及び石油化学マーケティング・流通会社（ムンタジャート）
(vi) カタール開発銀行
(vii) カタール証券取引所
(viii) 両締約国の権限のある当局が、協定第十三条2の規定の適用上公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場

7 協定第十三条2の規定に関し、「公認の有価証券市場」とは、次のものをいうことが了解される。
(a) 日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場
(b) カタール証券取引所
(c) 両締約国の権限のある当局が、協定第十三条2の規定の適用上公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場

8 協定のいかなる規定も、日本国が、匿名組合契約又はこれに類する契約に基づいて取得される所得及び収益に対して、日本国の法令に従って源泉課税することを妨げるものではない。

9 協定第二十三条の規定に関し、カタールの租税に関する法令に基づくカタール国民に対する租税の免除は、同条の規定の適用上差別には該当しない。

10 協定第二十五条5の規定に関し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

11 協定の規定に関し、所得が生ずる基因となる株式、信用に係る債権又はその他の権利若しくは財産の設定又は移転に関与した者が、協定の特典を受けることを当該設定又は移転の主たる目的の全部又は一部とする場合には、当該所得に対しては、協定に定める租税の軽減又は免除は与えられないことが了解される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十五年二月二十日に東京で、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
津田慎悟
カタール国政府のために
ユーセフ・ムハンマド・ビラール

総務大臣　山本　早苗
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎